

入札説明書

この入札説明書は、地方公務員等共済組合法施行規程（総理府令第1号/文部省令第1号/自治省令第1号）、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）、本件調達に係る入札公告(以下「入札公告等」という。)のほか、本会議が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

令和7年5月2日

1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 令和7年度 ピアザ淡海アスベスト含有調査業務委託
- (2) 業務内容 : ピアザ淡海におけるアスベスト含有調査・報告業務（詳細は仕様書による。）
- (3) 履行期限 : 令和7年7月31日
- (4) 契約期間 : 契約締結の日 ~ 令和7年7月31日
- (5) 履行場所 : ピアザ淡海（大津市におの浜一丁目1-20）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、新たに登録しようとするものは、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子調達システム

または 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されていること。

ア 営業種目

大分類 : 02:役務

中分類 : 17:検査・測定・分析業務

イ 地域要件

・ 県内事業者 :

本店のみ、営業所（委任先のみ）、営業所（すべて）

大津（大津市）

南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

甲賀（甲賀市、湖南市）

東近江（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）

湖東（彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町）

湖北（長浜市、米原市）

高島（高島市）

・準県内事業者：

本店のみ、営業所（委任先のみ）、営業所（すべて）

大津（大津市）

南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

甲賀（甲賀市、湖南市）

東近江（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）

湖東（彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町）

湖北（長浜市、米原市）

高島（高島市）

・県外事業所

3 入札参加資格の確認申請

行わない

4 入札執行の日時および場所等

(1) 入札締切日時

令和7年5月16日 12時00分

(2) 開札の日時および場所等

令和7年5月16日 14時00分

滋賀県総務部総務事務・厚生課共済係 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

(3) 入札方法

ア 持参

紙の入札書を、入札締切日時までに次の場所に持参すること。

滋賀県総務部総務事務・厚生課共済係 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

イ 郵便

紙の入札書を、入札締切日時までに次の場所に必着させること。（簡易書留等で当課への到着日が確認できる方法で行うこと。）

滋賀県総務部総務事務・厚生課共済係 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

5 保証金

入札保証金および契約保証金は、免除する。（財務規則第202条第3号および同第230条第8号）

6 契約書作成の要否

要

7 質問受付の日時等

公告のとき ～ 令和7年5月12日 12時00分

別紙様式を「4 入札執行の日時および場所等」に記載する場所に対して提出する（電子メール可）とともに、受領確認を行うこと。

なお質問内容とその回答については、滋賀県ホームページの「ピアザ淡海のあり方検討」

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/shingikai/314817.html>)において、令和7年5月14日を目途に公表する。

8 代理人の入札

代理人が入札する場合は、入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。

9 落札者の決定

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札者は、総額により決定する。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
- (4) 落札者は、原則として落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

10 再度の入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がない場合、直ちに再度の入札を行うことがある。
- (2) 失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部または一部が納付されていないとき。
- (6) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) 虚偽の申請等を行った者のした入札
- (9) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

12 その他

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、または撤回することができない。
- (2) 入札参加停止措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。

- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (5) 物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めること。
- (6) その他本件執行については、地方自治法、地方自治法施行令および滋賀県財務規則ならびに滋賀県物品買入れ等の入札執行要領に定めるところによる。
- (7) 不当介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに執行者に報告するものとする。
- (8) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

1 3 特記事項

- (1) 現場確認を希望される場合は事前にご連絡ください。